



会長 猪股育夫
幹事 熊谷敏明
会報 鈴木彦太 佐々木源悦
 布施孝尚
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2464回例会 2014. 8. 28 No. 8

本日の出席率

・本日の出席率 72.2%

ニコニコボックス

- ・猪股育夫会長 本日の只野佳旦会員のスピーチ、今年度最初となります。宜しく申し上げます。広島土砂災害の皆様へ心からお見舞申し上げます。
- ・江川元徳会員 昨日は誕生日。世界は真実、公平、好意、友情、みんなのための社会になるように祈ります。
- ・只野佳旦会員 本日は、スピーチの担当です。ゲストスピーカー黒子隆様、よろしくご期待申し上げます。
- ・鈴木彦太会員 只野佳旦会員のスピーチ、楽しくご期待申し上げます。
- ・布施孝之会員 ゲストスピーカー、黒子隆社長さんを歓迎して。
- ・村上武彦会員 ゲストスピーカー黒子隆様のスピーチに期待して。
- ・飯塚仁哉会員 只野佳旦会員の代理スピーチ、どういってお話をされるか楽しみです。
- 佐藤幸一会員 只野佳旦会員のゲストスピーカーを歓迎いたします。
- ・二階堂學会員 本日のゲストスピーカーのスピーチにご期待します。
- ・佐藤静市会員 ゲストスピーカーのスピーチに期待します。
- ・菅原文之会員 ゲストスピーカーを歓迎して。
- ・佐々木源悦会員 ゲストスピーチに期待します。
- ・高橋義文会員 本日のゲストスピーチを楽しみに期待しております。
- ・熊谷敏明幹事以下、ゲストスピーカー黒子隆様のスピーチに期待して。

佐々木崇会員 氏家良典会員 伊藤俊郎会員
 菅野幸一郎会員 山田直志会員 遠藤光則会員
 岩渕正彦会員 高橋利光会員 菅原慶一会員
 小野寺伸浩会員 富士原裕子会員 武川毅会員
 岩渕栄市会員 杉田広仁会員 佐藤早智子会員
 及川富男会員 佐々木淳会員
 以上、ありがとうございました。

会長要件 猪股育夫会長

夏の暑さも過ぎ、最近肌寒い状況が続いており、このまま秋に突入するのではと思われる昨今でございます。8月は、会員増強、拡大月間ということで、遠藤光則会員増強委員長、太田陽平会員が推薦されました1名が先週皆様に承認されました。これで佐沼ロータリークラブの会員数が55名になります。改めて推薦していただきました遠藤光則増強委員長、太田陽平会員に感謝申し上げます。

寒川ロータリークラブの10月13日來訪の続報ですが、現在のところ会員、家族合せて22名で來訪するとのことでございます。

2012年の2月13日、南三陸町で事業復興贈呈式がありました。その時は金額にして2,038万円という規模で行われましたが、内容としてはフォークリフト、漁業組合で使うトラックという大きな物がありました。その時に來訪したのが、5390地区アメリカ・モンタナのステイブ・デーさん、2660地区の大阪梅田東ロータリークラブ、八尾東ロータリークラブ、2780地区の寒川ロータリークラブの方々がお見えになりました。それと、2520地区とのマッチング・グラントで事業を行いました。これが寒川ロータリークラブとの交流の始まりです。今回の訪問では昼食をはさんでとい

うことで日程を考えております。当クラブからは、4役、50周年実行委員会の委員、姉妹クラブ委員会、復興支援特別委員会の方々で対応したいと思いますので、ご協力の程お願い申し上げます。

又、広島は集中豪雨で大変な状況になっており、それはこちらの災害を思い出す状況です。一刻も早い復旧をされますこと、併せて、犠牲になられました方々のご冥福をお祈りいたします。

幹事報告 熊谷敏明幹事

- ・ガバナー事務所より
災害義援金協力のお願いがきています。会員1人当たり1,000円。
- ・「ザ・ロータリアン」誌が届く。

各委員会報告

- ・50周年・財務委員会 (佐々木崇委員長)
50周年式典参加の登録費が現在6クラブより振り込まれております。
- ・50周年・式典委員会 (遠藤光則委員長)
記念祝宴の歓迎アトラクションで、吉武まつ子さんに歌っていただきますが、その後で「花は咲く」を全員で合唱します。これから例会で毎回「花は咲く」の曲を流しますので覚えていただきたいと思っております。よろしくご期待致します。

今週のスピーチ (担当：只野佳旦会員)

株式会社ウィズグロウ

社長 黒子 隆様

平成18年に株式会社ウィズグロウを設立いたしました。保険がメインですが、どちらかと言いますと、その前の段階のお客様が困っているといったようなことをお聞きして、その中で色々とお願ひして、ニュートラルな立場から問題解決をさせていただくと言う仕事をしております。その中で一番生活のためになる保険を販売させていただいております。

独立しましてから7年目になりますが、実績としまして、個人顧客の契約件数987件、法人契約件数は63件いただいております。

相続税は増税方向にあります。平成27年1月1日から変わります。いままで相続税が関係なかった方も、今後は納税対象となる可能性があります。現在でも納税見込みの方は、基礎控除額が減るため、相続税は増税となります。基礎控除は、現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数ですが、平成27年以降3,000万円+600万円×法定相続人数となります。税率、計算例は資料を参照して下さい。

贈与税は若干軽減される動きがあります。贈与を受ける方1名につき、毎年110万円までは贈与税はかかりません。一般に現金は、株式や不動産等と違い「分けやすい」「自由に金額をきめられる」等の特長があり生前贈与された現金の使い道はさまざまですが、その現金を有効活用するために、生命保険に加入するという方法もあります。贈与者の相いを生命保険(終身

タイプ)でカタチにします。

- ・相続税納税準備資金として
- 1. 親の想い「子供達が相続税の納税で現金の工面にこまらないように」契約者(子)・被保険者(父親・母親)・死亡保険金受取人(子)受贈者(子)は、被保険者の相続発生時には死亡保険金を相続納税資金として活用できます。受贈者(子)が受取った死亡保険金は、相続税ではなく一時所得として所得税・住民税が課税される。
- ・お子様の資産形成として
- 2. 親の想い「現金を無駄遣いせず、子供達の将来の備えに活用して欲しい」契約者(子)・被保険者(子)・死亡保険金受取人(配偶者・孫)受贈者(子)は、万が一のときの保障を準備できると同時に、解約返戻金などを資産形成の一部として利用できます。贈与でもらった現金を有効に活用するため生命保険で着実に確保できます。

○現金贈与の際の留意点

- 「贈与」の事実を明確にしておくことが大切です。
- 1. 年金贈与契約書を作成すること。
贈与契約書には、贈与を受ける人それぞれが署名、捺印します。
- 2. 贈与税の申告をして贈与の事実を証明できるようにすること。
贈与税の基本控除を超える贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告書を提出します。
- 3. 贈与者本人は所得税の生命保険料控除をしないこと。
- 4. 贈与を受ける人は、自分名義の銀行口座を開設し、金銭の受贈や保険料の支払い、贈与税の納付については、その銀行口座を利用する。
ちゃんと応える医療保険、法人契約をおすすめします。法人契約をし保険料払込期間後に名義変更をして個人契約にするものです。現在、市場でこのプランが増えてきています。見直し等がありましたら、こういったプランにした方が将来的に非常に良いのではないかと思います。業界の中では秘かにブームになってきておりますので、皆様の頭の中に入れておいていただければと思います。

— 詳細は、資料を参考にして下さい。 —



ゲストスピーカー：(株)ウィズグロウ社長 黒子隆様